

# 伊 勢 市 公 報

第 101 号  
平成 22 年 1 月 20 日  
水 曜 日

## 目 次

	頁
<b>規 則</b>	
○ 伊勢市農業委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則	2
<b>告 示</b>	
○ 道路の区域変更について	4
○ 道路の区域変更について	5
○ 道路の供用開始について	6
○ 地縁団体「上地町東組」の代表者変更に伴う告示について	7
○ 道路の区域変更について	8
○ 伊勢市離宮の湯の指定管理者の指定について	9
<b>教育委員会告示</b>	
○ 教育委員会会議の招集について	10
<b>公 告</b>	
○ 伊勢都市計画道路の変更に係る案の縦覧について	11
○ 公示送達	13

伊勢市農業委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに

公布する。

平成 22 年 1 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第 1 号

伊勢市農業委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則

伊勢市農業委員会に対する事務委任規則（平成 17 年伊勢市規則第 118 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号オ中「法第 3 条第 3 項」を「法第 3 条第 5 項」に改め、同号カ中「法第 82 条第 1 項」を「法第 49 条第 1 項」に改め、同号キ中「法第 82 条第 3 項」を「法第 49 条第 3 項」に改め、同号ク中「法第 82 条第 5 項」を「法第 49 条第 5 項」に改め、同号ケ中「法第 83 条」を「法第 50 条」に改め、同号コ中「法第 83 条の 2」を「法第 51 条第 1 項」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 21 年 12 月 25 日から適用する。

# 伊勢市告示第 1 号

## 道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

平成 22 年 1 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市道	小俣 1 号線	小俣町元町 1727 番 1 地先から 小俣町本町 203 番 2 地先まで	旧	4.75～5.50	59.0
			新	6.35～14.95	59.0

区域を変更表示した図面を縦覧する場所および期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 2 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

平成 22 年 1 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市道	新開 8 号線	御菌町王中島字中野 994 番 2 地先から 御菌町新開字中野 770 番 2 地先まで	旧	4.2~4.9	30.5
			新	7.2~17.1	26.4

区域を変更表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第3号

道路の供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

平成22年1月7日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	供用開始の区間
新開8号線	御菌町王中島字中野944番2地先から 御菌町新開字中野770番2地先まで

供用開始の期日 平成22年1月7日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期日 告示の日から2週間

## 伊勢市告示第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、上地町東組から次のとおり変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示します。

平成22年1月8日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 代表者の氏名及び住所

変更前 佐 波 宗 幸

伊勢市上地町1880番地

変更後 佐 波 平 幸

伊勢市上地町1889番地

伊勢市告示第5号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

平成22年1月13日

伊勢市長 鈴木 健一

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市道	高向21号線	御菌町高向字置土895番1地先から 御菌町高向字置土942番1地先まで	旧	2.6~4.3	116.0
			新	5.0	116.0

区域を変更表示した図面を縦覧する場所および期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 告示の日から2週間

## 伊勢市告示第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、伊勢市離宮の湯の指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年伊勢市条例第59号)第8条第2項の規定により告示します。

平成22年1月15日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 施設の名称、位置及び指定管理者となる団体

名称	伊勢市離宮の湯
位置	伊勢市小俣町元町536番地
団体名	イオンデイト株式会社中部支社三重北支店
団体所在地	四日市市浜田町6番11号
代表者	支店長 坪田 至弘

### 2 指定の期間

平成22年4月1日から平成27年3月31日まで

伊勢市教育委員会告示第1号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成22年1月8日

伊勢市教育委員会

委員長 岡本 國孝

記

- 1 日 時 平成22年1月18日（月）午後7時00分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2階 第1・2会議室
- 3 会議に付する事件  
議案第1号 平成22年度学校業務員、給食調理士及び幼稚園教諭の人事異動方針について  
議案第2号 伊勢市奨学金支給条例施行規則の一部改正について

## 伊勢市公告第 1 号

都市計画を変更したいので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに伊勢市に意見書を提出することができます。

平成 22 年 1 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 都市計画の種類及び名称

伊勢都市計画道路

3・5・81 稲場上惣之橋線

3・5・82 小俣駅前線

3・5・100 茶屋荘線

3・5・101 三津海水浴場線

### 2 都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示します。

### 3 縦覧場所

伊勢市都市整備部都市計画課

伊勢市立伊勢図書館

### 4 縦覧期間

自 平成 22 年 1 月 15 日（金）

至 平成 22 年 1 月 29 日（金）

5 問い合わせ先

伊勢市都市整備部都市計画課 電話 0596-21-5591

伊勢市公告第 2 号

公 示 送 達

下記の者の平成 21 年度国民健康保険料納入通知書兼変更通知書は、住所、居住等が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、健康福祉部医療保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 22 年 1 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所	記号番号
松本 美由紀	中之町 137 番地	0078672